令和７年度経営所得安定対策のご案内

～交付申請は6月30日まで～

Ⅰ 高収益作物に対する助成
（水田活用の直接支払交付金　産地交付金）

経営所得安定対策に加入し、**水田で出荷･販売を目的として野菜･果樹等や大豆、米粉用米等の戦略作物を生産する農業者**に対して、以下のとおり支援を行います。

交付単価および交付要件

※交付メニュー、単価等については、国と協議中です。単価は当初配分を元に設定しているため、追加配分や申請状況等によって 変わる可能性があります。

	対象作物	要件等	交付単価
①	地産地消作物 （高収益作物）	令和７年度中に、出荷・販売していること **（戦略作物※1・たけのこ・そば・②、③、④の対象作物を除く）**	6, 000円/10a
②	有機農業 （有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証）	有機JAS認証もしくは大阪エコ農産物認証（農薬･化学肥料不使用）を受けた農産物に対する助成	50, 000円/10a
③	大阪エコ農産物 （不使用認証以外）	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成	22, 000円/10a
	なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	
④	地域振興作物	地域水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた品目**【じゃがいも、トマト（ミニトマト含む）、ピーマン、なす、さつまいも、さといも、だいこん、はくさい、キャベツ、軟弱野菜（みずな、ねぎ、しゅんぎく、こまつな、しろな、ほうれんそう、チンゲンサイ）】**に助成	14, 000円/10a
⑤	担い手の育成 （集落営農以外）	10月1日現在で認定されている認定農業者等※3が作付けする①～④または⑦の作物に加算（※別途要件があります）	10, 000円/10a
⑥	担い手の育成 （集落営農※2）		20, 000円/10a
⑦	エコ大豆・ エコ新規需要米等加算※4	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米（米粉用米・ＷＣＳ・飼料用米等）、エコ加工用米に加算	13, 000円/10a

※１ 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、新規需要米、加工用米
※２ 対象となる集落営農は、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、「組織の規約および代表者を定めていること」、「対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っていること」の２要件を満たす組織です。
※３ 認定農業者（国版・大阪版）、認定新規就農者及び集落営農組織
※４ 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。

１０ａあたりの交付額のイメージ（一例）

担い手の育成（集落営農以外）10,000円/10a･担い手の育成（集落営農）20,000円/10a

地産地消作物 6,000円/10a

有機農業の推進（有機JAS認定 大阪エコ農産物 不使用認証） 50,000円/10a

大阪エコ農産物（不使用認証以外）･なにわの伝統野菜 22,000円/10a

地域振興作物 14,000円/10a

６月３０日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を市町村（農業再生協議会）にご提出ください。

○営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。
○大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府（市）の認証を受けていることが必要です。
○野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。
○担い手加算を受けるためには１０月１日現在で認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。
○主食用米を作付けしている水田の裏作には、**麦・大豆等の戦略作物を除き**交付されません。（水稲の裏作野菜は不可）

（R7.4.1版）

産地交付金の交付対象作物（令和７年１月末時点）

※対象作物は、今後追加・変更する可能性があります。

大阪エコ農産物

※1　産地交付金の対象となる水稲は、戦略作物助成対象の新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲）及び加工用米
※2　産地交付金の対象となる大豆は、戦略作物助成対象のみ

（いも類・穀類）
１　さといも
２　さつまいも
３　じゃがいも
４　ヤーコン
５　やまのいも
６　スイートコーン

（野菜類）
７　だいこん
８　葉だいこん
９　かぶ
１０　にんじん
１１　ごぼう
１２　葉ごぼう
１３　キャベツ
１４　非結球メキャベツ
１５　カリフラワー
１６　ブロッコリー
１７　はくさい
１８　レタス
１９　非結球レタス
２０　しろな
２１　こまつな
２２　ほうれんそう
２３　しゅんぎく
２４　みずな
２５　非結球あぶらな科葉菜類
２６　チンゲンサイ
２７　みつば
２８　ずいき
２９　ふき
３０　たまねぎ
３１　ねぎ
３２　赤しそ
３３　おおば
３４　オクラ
３５　モロヘイヤ
３６　なす（水なす含む）
３７　トマト
３８　ミニトマト
３９　とうがらし類
４０　ズッキーニ
４１　きゅうり
４２　かぼちゃ
４３　すいか
４４　にがうり
４５　いちご
４６　ピーマン
４７　えだまめ
４８　さやえんどう
４９　実えんどう
５０　さやいんげん
５１　未成熟そらまめ
５２　れんこん
５３　くわい
５４　とうがん
５５　しろうり
５６　にんにく
５７　なばな類
５８　まこもたけ
５９　アスパラガス

（米）
６０　水稲 ※1

（豆類　（種実））
６１　だいず ※2

（果樹類）
６２　ぶどう
６３　温州みかん
６４　かんきつ（温州みかんを除く）
６５　もも
６６　いちじく
６７　くり
６８　かき
６９　うめ
７０　すもも
７１　なし
７２　キウイフルーツ

（花き・花木類）
７３　アイリス
７４　チューリップ
７５　フリージア
７６　ゆり
７７　けいとう
７８　きく
７９　まつ
８０　はぼたん

（その他）
８１　ごま
８２　その他作物（不使用に限る）

なにわの伝統野菜

１	毛馬胡瓜	（けまきゅうり）
２	玉造黒門越瓜	（たまつくりくろもんしろうり）
３	勝間南瓜	（こつまなんきん）
４	金時人参	（きんときにんじん）
５	大阪しろな	（おおさかしろな）
６	天王寺蕪	（てんのうじかぶら）
７	田辺大根	（たなべだいこん）
８	芽紫蘇	（めじそ）
９	服部越瓜	（はっとりしろうり）
１０	鳥飼茄子	（とりかいなす）
１１	三島独活	（みしまうど）
１２	吹田慈姑	（すいたくわい）
１３	泉州黄玉葱	（せんしゅうきたまねぎ）
１４	高山真菜	（たかやまな）
１５	高山牛蒡	（たかやまごぼう）
１６	守口大根	（もりぐちだいこん）
１７	碓井豌豆	（うすいえんどう）
１８	難波葱	（なんばねぎ）
１９	堺鷹の爪	（さかいたかのつめ）
２０	貝塚澤茄子	（かいづかさわなす）
２１	馬場なす	（ばばなす）
２２	大阪黒菜	（おおさかくろな）
２３	海老芋	（えびいも）
２４	河内れんこん	（かわちれんこん）

なにわ特産品をはじめとする地産地消作物

野菜
～なにわ特産品～
なす、ふき、紅ずいき、キャベツ、しゅんぎく、たまねぎ　きゅうり、さといも、えだまめ、えびいも、こまつな、みつば、ねぎ、若ごぼう
～その他野菜～
れんこん、くわい、スイートコーン、いちご、ほうれんそう、みずな、トマト、しそ等
※上記以外の野菜も対象になります。

果樹
果樹は令和４年以降の新植分のみが交付対象
～なにわ特産品～
くり、ぶどう、みかん、いちじく
もも
～その他果樹～
はっさく、かき、うめ、すもも、なし、キウイフルーツ等
※上記以外の果樹も対象になります。

花き・花木類
切り花　花壇苗　鉢物類
切り枝花木　植木等

※どの作目についても営農計画書の転作作物の欄に、交付申請をする「作物名」を必ず記載してください

1　有機農業の推進について

有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証（※チッソ不使用除く）を受けた面積について助成します。

要件（有機JAS認定の場合）

・実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象水田で有機JAS認定を受けていること。

要件（大阪エコ農産物不使用認証の場合）

・交付対象水田で「大阪エコ農産物」不使用認証（※チッソ不使用除く）を受け、令和7年度に出荷・販売を行うもの。

2　担い手の育成について

府では多様な担い手の確保・育成のため、法に基づく認定農業者、認定新規就農者、府条例に基づく大阪版認定農業者、集落営農組織（※）に対し助成します。

3　大阪ならではの制度を活用した地産地消に取組みませんか？

大阪版認定農業者制度

国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を、大阪府が独自に認定しています。認定を受けた農業者は、府からの技術指導など様々な支援措置を受けることができます。

（申請〆切）令和７年（２０２５年）７月１０日まで　（問い合わせ先）交野市　地域振興課

大阪エコ農産物認証制度

農薬の使用回数、化学肥料（チッソ）の使用量が府内の標準の半分以下になるよう府が基準を設定し、その基準を満たす農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売できます。

（申請〆切）令和７年（２０２５年）７月１８日まで　　（問い合わせ先）交野市　地域振興課

なにわの伝統野菜認証制度

出荷する野菜が「なにわの伝統野菜」であること、販売する食品・調理品が「なにわの伝統野菜」を原料としていることをPRするために認証マークを表示することができます。

（申請〆切）令和７年（２０２５年）８月末まで　　（問い合わせ先）大阪府農と緑の総合事務所農の普及課
（電話０７２－９９４－１５１５）

Ⅱ　戦略作物に対する助成
（水田活用の直接支払交付金　戦略作物助成）

1　交付対象者

○水田で出荷・販売を目的として、麦・大豆・加工用米・新規需要米等の戦略作物を生産する農業者

2　交付単価および交付要件

対象作物	交付単価（10a当たり）
麦・大豆・飼料作物	3.5万円
加工用米	2万円
ＷＣＳ用稲	8万円
米粉用米・飼料用米	収量に応じ5.5～10.5万円（※）

※飼料用米の一般品種については、令和７年度は標準単価7.0万円（5.5～8.5万円/10a）

米粉用米・飼料用米の交付単価イメージ

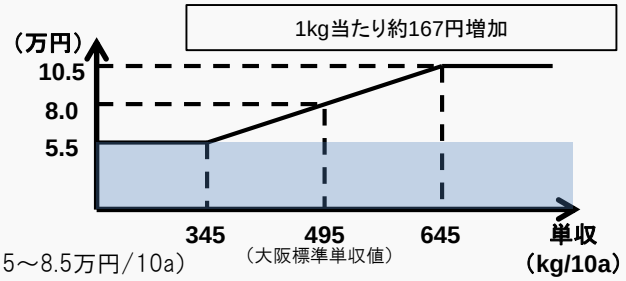

○販売契約の締結又は自家加工販売（直売所等での販売）計画書を提出し、収穫後に出荷・販売が確認できる書類を提出できること

○米粉用米・飼料用米・WCS用稲・加工用米については、国の認定を受けていること

○米粉用米・飼料用米・加工用米については、農産物検査による品位等検査を受ける又は検査を受検しない場合は、品質基準を確保したことが確認できる販売伝票等の写しを提出すること。

※数量払については、当年秋の各地域における標準単収値を作況により調整し、交付単価が決定されます。

Ⅲ 加入申込み・支払時期
（水田活用の直接支払交付金）

経営所得安定対策の交付金を受けるためには、営農計画書の提出や交付申請等の手続きが必要です。
交付申請は４～６月、交付金の支払は翌年３月ごろの予定です。

４月～６月

経営所得安定対策交付金の交付申請手続き
１．事前申込み（営農計画書に記載）
（水稲共済への加入手続き（営農計画書との一体様式）

２．経営所得安定対策交付金交付申請書の提出 （6月30日まで）

エコ農産物・大阪版認定農業者の申請は忘れずに！

作物作付

７月

地域協議会において、作物の作付確認（現地確認）を行います。

収穫 (販売)

※原則として10月末までに交野市（交野市農業再生協議会）へ下記書類を提出してください！
【水田活用の直接支払交付金申請者】
〇野菜・花き等の作物 → 販売伝票等の提出
〇果樹・植木→販売伝票等の提出
（令和７年度に出荷をしない場合は作業日誌を提出）
〇冬作物で出荷伝票が間に合わない等の場合は、別途書類の提出が必要です。

１０月～１２月

地域協議会・国において、交付要件の確認（提出書類）を行います。

翌年３月

交付金の支払い
交付金は、国から農家の皆さんが指定した個人の口座に直接振り込まれます。

※経営所得安定対策の交付金については通常の補助金と同様、農業所得として計上し、税務申告する必要があります。

Ⅳ 水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す検討を本格的に開始

１　水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を、以下のとおり作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

［※ 現行水田活用の直接支払交付金の令和７年・８年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。］

農林水産省：水田政策の見直しの方向性について（概要）より抜粋

３年間何も作付けしていない農地は、４年目から交付対象外になります。

Ⅵ ゲタ・ナラシ対策について

米や麦･大豆などを生産する担い手(「認定農業者」､「認定新規就農者」､「集落営農」等)に対して交付されます。

1　交付対象者

・**「認定農業者」**の方
・**「認定新規就農者」**の方
・**集落営農組織**（「規約を有し」、「共同販売経理の実施」）また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利生の集積」について、各市町村が確実に行われると判断したもの。

2　畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

・対象品目は「麦、大豆、そば、なたね」など
・標準的な生産費と販売価格の差額分を交付

3　米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

・対象品目は「米、麦、大豆」など
・価格下落等の際に、下落額の9割までを補填

※加入申請時（生産年の６月30日まで）にナラシ積立申出書とともに新たに「出荷・販売契約　数量等報告書」等の提出も必要

※令和３年度から農産物検査を受検しない場合でも、一定の条件を満たせばゲタ・ナラシの対象とすることが出来ます。お問い合わせください。

経営所得安定対策のお問い合わせ先

経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）のお問い合わせ先

交野市農業再生協議会

事務局　交野市役所　地域振興部　地域振興課
電　話　０７２－８９２－０１２１
住　所　交野市私部２－２９－１

経営所得安定対策全般のお問い合わせ先

近畿農政局大阪府拠点
電 話　０６－６９４１－９６５７
フリーダイヤル　０１２０－３８－３７８６